

### 区域外流入の取扱いに関する一覧表

区 分				費用負担	規程 制限 行為 第19 条	区域 外流 入	
全体計画区域内	事業計画区域内	排水区域外	公共下水道工事の整備予定時期より先行して排水施設を設ける場合		私費	○	
	事業計画区域外		事業計画区域界となる 道路に面した土地	市街化区域	汚水を排除する建築物があり、かつ、 取付管工事の場合	公費	×
					帰属又は寄付する道路に排水施設を設 ける場合	私費	○
			市街化 調整区域	排水施設を設ける場合	私費	○	
			排水施設を設ける場合		私費	○	
全体計画区域外		全体計画区域界となる道路に面した土地に汚水を排除する建築物があり、 かつ、取付管工事の場合		私費	○		

- 全体計画区域： 鈴鹿市が定めた下水道基本計画区域
- 事業計画区域： 下水道法第4条により鈴鹿市が事業計画を定めた区域
- 排水区域： 下水道法第9条により供用開始の公示等が行われた区域
- 排水施設： 下水道本管，取付管，公共ます等